経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成二十六年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実務経験等活用官職） **第二条**　令第一条第三項に規定する実務経験等活用官職として内閣官房令で定める官職は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　総務省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの イ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職（ロに掲げるものを除く。） ロ　総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職 ［四～九　略］ （経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等） **第四条**　令別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の内閣官房令で定める知識、能力等は、別表の上欄に掲げる競争試験であって同表の中欄に掲げる者ごとに行うそれぞれの採用試験の種類に応じて、同表の下欄に掲げるものとする。 **別表**（第四条関係）	（実務経験等活用官職） **第二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　総務省の係長の官職のうち、同省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの ［号の細分を加える。］ ［四～九　同上］ （経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等） **第四条**　［同上］ **別表**（第四条関係）

［略］	［略］	［略］
総務省経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
総務省経験者採用試験（係長級（技術））	［略］	［一～四　略］
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［一～四　同上］
［同上］	［同上］	［同上］